

# 秋田県公報

## 目 次

### 人事委員会規則

○人事委員会規則一四一〇（人事に関する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用）……………1

### 人事委員会規則

人事委員会規則一四一〇（人事に関する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用）をここに公布する。  
平成十九年四月二十七日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一四一〇（人事に関する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用）  
（趣旨）

**第一条** この規則は、秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、人事委員会、知事、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会及び警察本部長（以下「人事委員会等」という。）における人事に関する事務に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うための手続等について必要な事項を定めるものとする。  
（電子情報処理組織による申請等）

**第二条** 条例第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行う申請等は、人事委員会の定めるところにより、次に掲げる事項に係る情報を人事委員会等に送信してしなければならない。  
一 当該申請等に関する条例等の規定により書類等に記載すべきこととされている事項その他人事委員会が定める事項（次号に掲げる事項を除く。）  
二 当該申請等に関する条例等の規定により添付すべきことと

されている書類等に記載され、又は記載すべき事項  
三 当該申請等に関する条例等の規定により添付すべきこととされている電磁的記録に記録され、又は記録すべき事項  
2 条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等をする者（以下この条において「申請等をする者」という。）は、前項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同項第二号又は第三号に掲げる事項に係る情報の送信に代えて、当該申請等に関する条例等の規定により添付すべきこととされている書類等又は電磁的記録を提出することができる。  
3 申請等をする者は、第一項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同項第二号又は第三号に掲げる事項に係る情報の一部を送信しないことができる。  
4 申請等をする者は、当該申請等のうち電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する電子署名（以下この条及び次条において「電子署名」という。）を要する申請等として人事委員会が定めるものについては、第一項に規定する情報に電子署名を行わなければならない。  
5 申請等をする者は、前項の規定により電子署名を行うものとされている第一項に規定する情報を送信するときは、次に掲げる電子証明書（当該申請等をする者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該申請等をする者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。）のうち人事委員会が定めるものを併せて送信しなければならない。  
一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書  
二 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三條の八第二項に規定する電子証明書  
三 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書であつて、人事委員会が定めるもの  
四 前三号に掲げるもののほか、人事委員会が定める電子証明書  
6 条例第三条第四項の人事委員会等が定める措置は、第四項の規定により行う電子署名その他人事委員会が定める措置とする。

7 申請等に関する条例等の規定により複数の同一の内容の書類等を提出すべきこととされている場合において、第一項の規定により同項に規定する情報が人事委員会等に送信されたときは、当該申請等に必要な数の書類等が提出されたものとみなす。  
（電子情報処理組織による処分通知等）  
**第三条** 条例第四条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行う処分通知等は、人事委員会の定めるところにより、当該処分通知等を受ける者の承諾を得て、当該処分通知等に関する条例等の規定により書類等に記載すべきこととされている事項に係る情報を処分通知等を受ける者に送信してするものとする。  
2 人事委員会等は、条例第四条第一項の規定により行う処分通知等のうち電子署名を要する処分通知等として人事委員会が定めるものについては、前項に規定する情報に電子署名を行うものとする。  
3 人事委員会等は、前項の規定により電子署名を行うものときとされている第一項に規定する情報を送信するときは、電子証明書（当該人事委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該人事委員会等に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。）を併せて送信するものとする。  
4 条例第四条第四項の人事委員会等が定める措置は、第二項の規定により行う電子署名とする。  
（電磁的記録による縦覧等）  
**第四条** 条例第五条第一項の規定による電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類等の縦覧等は、人事委員会の定めるところにより、当該事項をインターネットを利用する方法若しくは人事委員会等が指定する場所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、又は当該事項を記載した書類を人事委員会等が指定する場所に備え置く方法により行うものとする。  
（電磁的記録による作成等）  
**第五条** 条例第六条第一項の規定による電磁的記録の作成等は、人事委員会の定めるところにより、当該作成等に関する条例等の規定により書類等に記載すべきこととされている事項に係る情報を人事委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

### 附 則

1 (施行期日)  
この規則は、公布の日から施行する。  
(規則一一一(規則の分類)の一部改正)

2 規則一一一(規則の分類)の一部を次のように改正する。  
「一三〇〇の系列 任期付職員」を 「一三〇〇の系列 任期付職員」に改める。  
(規則二二四(人事委員会が保有する行政文書の公開等)の一部改正)

3 規則二二四(人事委員会が保有する行政文書の公開等)の一部を次のように改正する。  
第二条の見出しを「(公開請求書の様式等)」に改め、同条第一項中「の規定による公開請求」を「に規定する公開請求書の様式」に改め、「請求書により行う」を削り、同条第二項中「前項」を「同項」に、「請求書をファクシミリ又は電子メールを利用して送信すること」を「公開請求書をファクシミリ装置を用いて送信する方法」に改め、同条に次の一項を加える。  
3 秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して条例第九条第一項の公開請求書の提出をする場合には、人事委員会の定めるところにより、当該公開請求書に記載すべきこととされている事項に係る情報を人事委員会に送信してしなければならない。  
(規則七二四(扶養手当)及び規則七二一〇(単身赴任手当)の一部改正)

4 次に掲げる規則の規定中「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(又は「記録し、又は」を削る。  
一 規則七二四(扶養手当) 第四条第二項  
二 規則七二一〇(単身赴任手当) 第八条第二項  
(規則七二一〇(通勤手当) 及び規則七二六一(住居手当)の一部改正)

5 次に掲げる規則の規定中「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(又は「記録し、又は」を削る。  
一 規則七二一〇(通勤手当) 第四条第二項  
二 規則七二六一(住居手当) 第八条第二項

6 (規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正) 規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。  
第十條中「電子情報処理組織(職員の勤務時間、休暇等の管理に関する事務を処理するためのものに限る。以下同じ。))を使用して任命権者が指定する電子計算機に備えられたファイルに次に掲げる事項を記録し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「を提出して任命権者」を「により任命権者」に改め、同条各号を削る。  
第十七條第一項中「電子情報処理組織を使用して任命権者が指定する電子計算機に備えられたファイルに次に掲げる事項を記録し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「を提出して任命権者」を「により任命権者」に改め、同条各号を削る。  
第十八條第一項中「電子情報処理組織を使用して任命権者が指定する電子計算機に備えられたファイルに次に掲げる事項を記録し、又は」を削り、「を提出して」を「により」に改め、同条各号を削る。  
第二十條中「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(又は書面をもって作成された」を削り、「記録し、又は記入し、これを」を「記入し、」に改める。

発行者 秋 田 県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
Email: matsubara@natsubara-ryutsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

